

児童扶養手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 父等に対する特例給付

一 都道府県知事等は、当分の間、次の①から⑤までのいずれかに該当する児童の父がその児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするとき、又は父がないか、若しくは父が監護をせず若しくは生計を同じくしない場合において、当該児童の父以外の者（当該児童の母を除く。）がその児童を養育するときは、その父又はその養育者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）に相当する給付を行うこと。ただし、当該児童の母又は養育者が手当の支給要件に該当する者であるときは、この限りでないこと。

① 父母が婚姻を解消した児童

② 母が死亡した児童

③ 母が手当の支給要件に関し規定する政令で定める程度の障害の状態にある児童

④ 母の生死が明らかでない児童

⑤ その他①から④までに準ずる状態にある児童で手当の支給要件に関し規定する政令で定める児童に準じて政令で定めるもの

(児童扶養手当法附則第八項関係)

二 一の本文にかかわらず、一の給付は、児童が次の①から⑤までのいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しないこと。

- ① 日本国内に住所を有しないとき、父若しくは母の死亡について支給される公的年金給付を受けられることができるとき（その全額につきその支給が停止されているときを除く。）又は里親に委託されているとき。
- ② 父若しくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償その他手当の支給要件に関し規定する政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けられることができる場合、母の死亡について支給されるこれらの給付を受けられることができる父の監護を受け若しくは当該父と生計を同じくしている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けられることができる者の養育を受けている場合であって、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。
- ③ 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。
- ④ 母の監護を受け、又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が手当の支給要件に関し規

定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

- ⑤ 父の監護を受け、かつ、父と生計を同じくしている場合であって、その配偶者（手当の支給要件に関し規定する政令で定める程度の障害の状態にある者を除く。）と同居して、その監護を受け、かつ、これと生計を同じくしているとき。

（児童扶養手当法附則第九項関係）

- 三 手当に係る支給要件、手当額、認定、支給の制限、不服申立て、費用の負担等に関する規定は、一の給付について準用すること。

（児童扶養手当法附則第十項関係）

- 四 罰則その他所要の規定を設けること。

（児童扶養手当法附則第十一項から第十四項まで関係）

第二 施行期日及び検討

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附則第一項関係）

- 二 児童扶養手当法による児童扶養手当制度については、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の状況等を踏まえ、その全般に関して速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて

必要な措置が講ぜられるものとする。

(附則第二項関係)